

森林経営管理法の規定に基づく民間事業者の公募・公表実施要領

第1 趣旨

森林経営管理法（以下「法」という。）第36条第1項の規定に基づき県が実施する、県が定める区域ごとに経営管理実施権配分計画が定められる場合に経営管理実施権の設定を受けること及び、同法第44条第1項の規定に基づき、県が定める区域ごとに、集約化構想が定められる場合に当該集約化構想において定められる一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理を行うことを希望する民間事業者の公募（以下「公募」という。）及び公表について、必要な事項を定める。

第2 県が定める区域

法第36条第1項及び法第44条第1項に規定する「都道府県が定める区域」は、県内市町単位を基本とする。

第3 法の要件に適合するか否かを判断する基準

- 1 県は、公募に応募した民間事業者が法第36条第2項及び法44条第2項に規定する要件（以下「法の要件」という。）に適合するか否かを判断する県内共通の基準を、別表に定める。
- 2 県は、1の県内共通の判断基準に対して県内市町から当該市町の地域事情から妥当であると判断される意見があった場合、その意見を踏まえた当該市町内にのみ適用する判断基準を定めることができる。

第4 民間事業者の公募

- 1 公募は、毎年1回以上、県ホームページにおいて募集する。
- 2 公募期間は、公募開始の日から30日以上の間を、公募ごとに定める。
- 3 民間事業者は、2で定める期間内に、次に掲げる書類を県に提出する。
 - (1) 様式第1号「県が定める区域ごとに経営管理実施権配分計画が定められる場合に経営管理実施権の設定を受けること又は県が定める区域ごとに集約化構想が定められる場合に当該集約化構想における一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理を行うことを希望する民間事業者の公募について」
 - (2) 様式第2号「経営管理に関する情報」「経理状況の概要」
 - (3) 様式第3号「林業現場作業職員名簿」
 - (4) 提出日以前3ヶ月以内に発行された登記事項証明書（個人経営の場合は、事業主の住民票の写し）
 - (5) 提出日以前3ヶ月以内に発行された国税（所得税、法人税及び地方法人税、消費税等）及び県税（県民税、事業税、地方消費税）について、未納の税額がないことを証する証明書
 - (6) 効率的かつ安定的な経営管理に係る添付書類
 - ア 原木の安定供給・流通合理化等に現在取り組んでいる場合は、共同販売・共同

出荷に関する協定書等の写し

イ 主伐と再造林を他の林業経営体との連携協定等により一体的に実施できる体制を有している場合は、連携する林業経営体等との協定書等の写し

ウ 静岡県内で3年以上の森林施業の実績がない場合は、他県での3年以上の事業実績が確認できる書類（請負契約書の写し等）

エ 常用雇用の現場作業職員のうち、フォレストマネージャー、フォレストリーダー、林業技能士（1級又は2級）が在籍している場合は資格保有状況を証明する書類の写し

オ 認定森林経営プランナーが在籍している場合は、認定書の写し（認定森林経営プランナーとは、森林施業プランナー協会が認定する資格を有する者のことをいう。）

カ 伐採・造林に関する行動規範やガイドライン等を作成している場合は、その写し

キ 労働者を雇用している場合は、社会・労働保険、退職金共済等への加入状況が確認できる書類（申請日時点で在籍する労働者全員分）

ク 安全衛生法に基づく特別教育を実施している場合は、その実施状況が確認できる書類（申請日時点で在籍する労働者のうち、全員分の終了証の写し等）

ケ 過去3年以内に休業4日以上労働災害又は死亡災害が発生している場合で労働災害の再発防止策が定められた書類を作成している場合は、その写し

コ 森林所有者や請負事業者と取引条件を明示した契約書等の写し

サ 個人情報の取扱いに関する要領等の写し

(7) 経理的な基礎に係る添付書類

ア 直近3事業年度分の決算報告書の写し

イ アの添付書類により経理状況が良好であることを証明できない場合は、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることを客観的に証明できる書類（中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書等）

(8) その他知事が指定する書類又は資料

第5 市町による民間事業者の推薦

- 1 県は、応募のあった民間事業者に関する情報を整理し、当該民間事業者が経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域の市町（以下「関係する市町」という。）ごとに、民間事業者に関する情報を当該市町に提示する。
- 2 市町は、1により提示された情報及び法の要件を踏まえ、必要に応じて公表すべき民間事業者を県に推薦することができる。
- 3 2により市町の推薦を受けた民間事業者については、当該推薦をもって別表（1）の基準を満たしているとみなす。

第6 民間事業者の情報の公表

- 1 県は、第5の2の市町からの推薦を受けた場合はその意向も踏まえた上で、第3

- の基準に基づき、応募のあった民間事業者が法の要件に適合するか否かを判断する。
- 2 県は、法の要件に適合すると判断した民間事業者の名称及び所在地を県ホームページに掲載する。また、当該民間事業者が常用雇用する現場作業職員のうち資格（フォレストマネージャー、フォレストリーダー、1級・2級林業技能士）を保有する職員が3割以上である場合、併せてその旨を県ホームページに掲載する。
 - 3 県は、2の県ホームページへの掲載と併せて、当該民間事業者が応募の時に提出した様式第1号、様式第2号（支払賃金の状況、常勤役員の住所及び生年月日を除く）及び第5の2により市町から推薦があった場合はその内容を、林業振興課並びに関係する市町を管轄する農林事務所において、希望する者に閲覧させる。
 - 4 県は、2の公表前に、応募のあった民間事業者に対して、公表するか否かを通知する。
 - 5 3の閲覧は、静岡県の休日を定める条例（平成元年静岡県条例第8号）第1条第1項各号に掲げる日を除く午前9時から午後5時までとし、閲覧しようとする者は、様式第4号の閲覧名簿に住所、氏名等を記載する。

第7 公表内容の有効期間及び公表内容の修正

- 1 第6による公表内容の有効期間は、公表した日から1年とする。
- 2 公表された民間事業者は、公表内容に変更が生じた場合、速やかに変更した様式第2号に変更内容を証明する書類を添付して県に報告する。
- 3 県は、公表された民間事業者から2の報告があった場合、速やかに公表内容を修正し、関係する市町にその内容を通知する。

第8 公表の取りやめ

- 1 県は、公表した民間事業者が法の要件に適合しなくなったと認められる場合、当該民間事業者の情報の公表を取りやめる。
- 2 県は、民間事業者の情報の公表を取りやめた場合、速やかに関係する市町及び当該民間事業者にその旨を通知すると共に、当該民間事業者名及び公表を取りやめた理由を県ホームページに掲載する。

第9 その他

- 1 公表された民間事業者は、国及び県が行う事業等に協力しなければならない。
- 2 林業振興課長は、林業現場作業職員名簿に記載された情報を県作業員台帳に入力する。
- 3 この要領に定めるもののほか、民間事業者の公募・公表に関し必要な事項は林業振興課長が定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和２年度の公募から適用する。

附 則

この改正は、令和３年度の公募から適用する。

附 則

この改正は、令和５年度の公募から適用する。

附 則

この改正は、令和６年度の公募から適用する

附 則

この改正は、令和７年度の公募から適用する

附 則

この改正は、令和８年度の公募から適用する。ただし、令和８年４月１日時点において、法第３６条第２項に基づき公表されている民間事業者のうち、別表１（７）オ、（８）イの要件を満たしていることが確認された者（このうち、（８）イについては、令和８年度末までに満たすことが確実と見込まれる場合も含む。）については、次の公表期間までの間、法第４４条第２項に基づき公表されたものとみなす。

別表「法第 36 条第 2 項及び法第 44 条第 2 項に規定する要件に適合する民間事業者かどうかを判断する静岡県内共通の判断基準」

法第 36 条第 2 項及び法第 44 条第 2 項に規定する要件に関し、静岡県内共通の判断基準は以下のとおりとする。

法第 36 条第 1 項及び法第 44 条第 1 項の規定による公募に応募できる民間事業者は、「森林組合・会社・個人経営等の組織形態を問わず、中長期にわたって継続的な経営管理を行うために必要な権原を取得し、当該権原に基づき、伐採等を、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により、又は他者へ請け負わせることにより実施している又は実施しようとする民間の事業者」とする。

1 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること

民間事業者が、以下の(1)～(9)までの項目((1)の項目については①又は②のいずれか)のうち、当該民間事業者の事業内容に該当する項目の基準をすべて満たしている場合には、本要件に適合すると判断する。

なお、規則第 32 条第 1 項及び第 42 条第 1 項の規定による市町の推薦があった民間事業者については、当該推薦をもって(1)の項目の基準を満たしているものとみなす。

また、造林、保育、素材生産等の施業に関する項目については、事業主自身又は直接雇用している現場作業職員による施業のほか、他者へ請け負わせる施業も含めて判断するものとする。他者へ請け負わせる施業も含めて判断する場合にあっては、請負先が(2)から(7)までの該当する項目の基準を満たしているかによって判断する。

項目	基準	説明
(1)①生産量の増加又は生産性の向上	素材生産に関し、生産量を一定の割合以上で増加させる目標を有していること、又は生産性を一定の割合以上で向上させる目標を有していること。 ただし、生産量又は生産性の実績が一定の水準以上ある場合には、当該実績以上の目標を有していれば足りるものとする。	現在の生産量の大小や生産性の高低は問わない。 「一定の割合」については、5年間で約2割又は3年間で約1割とする。 「一定の水準」については、生産量に関し5,000 m ³ /年、生産性に関し間伐5 m ³ /人日、主伐7 m ³ /人日とする。
(1)②経営管理の対象となる森林の確保	経営管理の対象となる森林(所有権その他長期間経営し得る権利を取得しているものに限る。)の面積を、一定の割合以上で増加させる目標を有していること。 ただし、経営管理の対象となる森林の面積の実績が一定の水準以上ある場合には、当該実績以上の目標を有していれば足りるものとする。	「その他、長期間経営し得る権利を取得しているもの」については、 ・当該民間事業者が経営管理実施権の設定を受けた森林 ・当該民間事業者が作成した森林経営計画の対象森林 ・5年以上の長期にわたり、受託者の判断で伐採等を行うことができる契約を締結した森林 のいずれかとする。

		「一定の割合」については、5年間で約2割又は3年間で約1割を目安とする。 「一定の水準」については、30haを目安とする。
(2)生産管理又は流通合理化等	以下のいずれかに該当すること。 ア 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理に取り組んでいること。 イ 製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統等の取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等に取り組んでいること。 ウ 認定森林経営プランナーが在籍していること。	
(3)造林・保育の省力化低コスト化	伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略等に取り組んでいること。	
(4)主伐後の再造林の確保	以下のいずれにも該当すること。 ア 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること。 イ 主伐後に適切な更新を行うこと。 ただし、他者の所有する森林の主伐にあっては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいれば足りるものとする。	「一体的に実施する体制」とは、主伐と再造林の両方を実施できる体制があることとする。 ただし、主伐と再造林のどちらか一方を行わない民間事業者の場合は、もう一方を実施する他の民間事業者との連携協定、請負契約による発注等により一体的に実施できる体制があることとする。 「適切な更新」については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合には、原則として再造林を行っていること（経営管理実施権の設定を受けている森林については必ず再造林を行っていること）とする。
(5)生産や造林・保育の実施体制	以下のいずれかに該当すること。 ア 素材生産又は造林・保育に関して3年以上の事業実績を有すること。	「事業実績」及び「現場従事実績等」の「3年以上」については連続していることを要しない。

の確保	イ 所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年以上であること。 ウ 林業技能士（1級又は2級）が在籍していること。 ただし、「事業実績」及び「現場作業実績等」が「3年以上」に満たない場合であっても、所属する現場作業職員が林業大学校等で2年間の課程を修了し、かつ1年以上の現場従事実績を有している場合等、作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有していると認められる場合は、本基準を満たしているものとみなすことができる。	
（6）伐採・造林に関する行動規範の策定等	伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること。	「行動規範の策定等」には、民間事業者が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や県・市町等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。 行動規範やガイドライン等には、伐採前の現地確認の徹底等誤伐の未然防止を図る措置を盛り込むこと。また、当該行動規範やガイドライン等が遵守されていることを確認する体制を整備すること。
（7）雇用管理の改善及び労働安全対策	以下のいずれにも該当していること。 ア 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第4条に基づく静岡県林業労働力の確保の促進に関する基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組を行っていること。 イ 現場作業職員等に対し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく安全衛生教育を行っていること。 ウ 労働者災害補償保険に加入していること（一人親方等の特別加入を含む）。	「第4条に基づく（中略）取組又はこれに準ずる取組」については、例えば、以下の取組が該当する。 ア 雇用管理の改善 現場作業職員の常用化等の雇用の安定化、月給制度や週休2日制の導入等の労働条件の改善、計画的な研修実施等の教育訓練の充実、退職金共済への加入等の福利厚生 の充実 等 イ 労働安全対策 リスクアセスメント、防護具の着用の徹底、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導 等 「現場作業職員等」には事業主自身を含むものとする。

	エ 以下に定める届出を行っていること（届出の義務がない場合を除く）。 ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出 ・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出 ・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出 オ 過去 3 年以内に休業 4 日以上労働災害又は死亡災害（以下「死傷災害」という。）が発生していないこと。ただし、死傷災害が発生した場合であっても、適切な再発防止策が定められた場合は、上記基準を満たしているものとする。	「安全衛生教育を行っていること」については、外部機関において必要な安全衛生教育を修了している場合を含むものとする。 「適切な再発防止策が定められた場合」については、同種災害の再発防止策から見て妥当な内容であり、それが現場作業職員を含む組織内全員に周知されていることとする。
（８）コンプライアンスの確保	以下のいずれにも該当していること。 ア 以下のいずれにも該当しないこと。 ・業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから 1 年間を経過していない者 ・業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者 ・国、県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者 ・（６）の行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者 ・その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者 イ 以下のいずれにも該当すること ・民間事業者と森林所有者、民間事業者と請負事業者とで書面等により取引条件を明示していること ・個人情報の取扱いに関する要領など	「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。 「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。 「その他（中略）相当の理由がある者」とは、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項各号に掲げる者、国税及び県税の未納がある者等である。

	を整備していること。	
(9) 常勤役員の設置	法人においては常勤の役員を設置していること。	

2 経営管理を確実にを行うに足りる経理的な基礎を有すると認められること

民間事業者が、次の項目の基準のいずれも満たしている場合には、本要件に適合すると判断するものとする。

- (1) 直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好であること。
- (2) 経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること。

(説明)

「経理状況が良好であること」については、以下のとおりとする。

- ・ 法人の場合、直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと（債務超過でないこと）及び経常利益金額等（損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額）が直近3年間に於いて全てマイナスという状態になっていないこと。
- ・ 個人の場合、直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはなっていないこと。
- ・ これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する等今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。